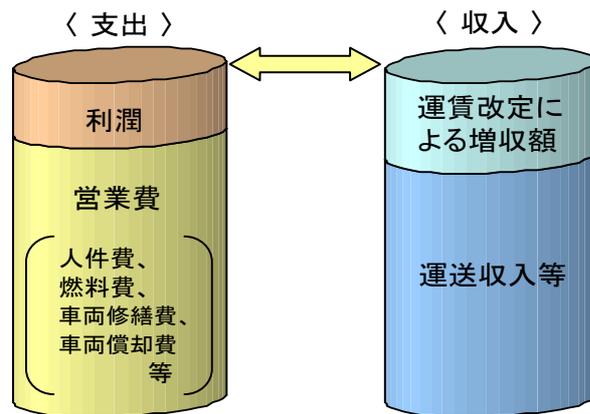


# タクシー運賃の設定方法について

## 1. 運賃の決定

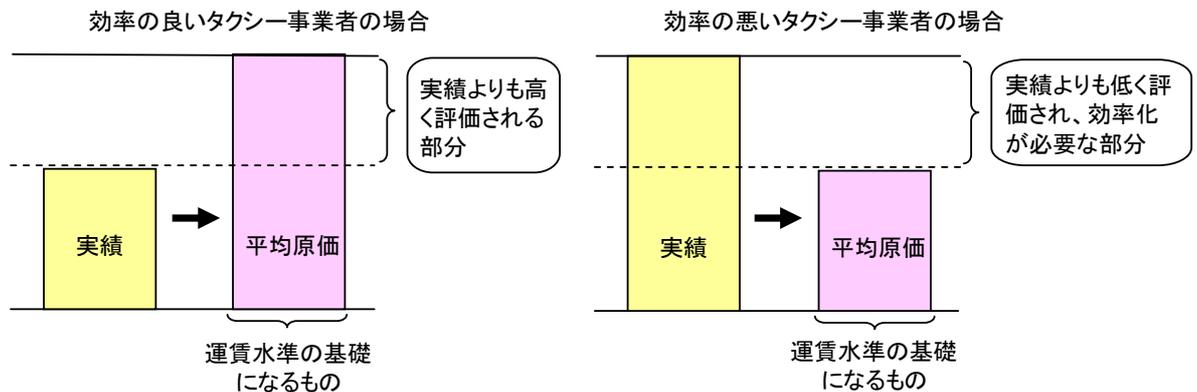
タクシーの運賃については、タクシー事業の経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくするように上限の運賃水準を決定。これを下回る運賃については、不当な競争を引き起こすおそれがないか等を審査。



## 2. 運賃の算定方法

タクシー運賃の算定にあつては、申請事業者の中で、標準的な経営状況にあると考えられる事業者の原価を基礎として平均原価を算出し、これに見合うように上限の運賃水準が設定される。

これにより、平均原価を下回る経営効率の良い事業者は、平均原価と実績額の差分が利潤となり経営効率化への動機付けを与えることとなる。一方、平均原価を上回る経営効率の悪い事業者は原価を低く抑えなければならないことになり、経営効率化を促す制度となっている。



# ○道路運送法

〔昭和二十六年六月一日号外〕  
法律第百八十三号

(抄)

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 第九条第五項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第五項中「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。